

令和6年度 北海道医療大学ガバナンス・コードの 実施状況に関する点検結果について

点検基準日：令和7年3月1日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人東日本学園 北海道医療大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の理念

(1) 建学の理念

項 目	変更の必要性
建学の理念は、「知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成」です。「知」とは、真理の探究心に裏打ちされた確かな知識・技術の修得、「徳」とは、幅広く深い教養と豊かな人間性を培うこと、「体」とは、健康で活力ある美しく強靱な心身を養うことを示します。つまり、知・徳・体の統合による全人教育が本学の建学の理念です。	無

(2) 建学の理念に基づく人材像

項 目	変更の必要性
建学の理念に基づく人材像は、知性と理性と感性に支えられた人間性豊かな医療人の育成です。	無

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の理念に基づく教育目的等

① 大学の教育目的及び研究目的

項 目	変更の必要性
本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに建学の理念に基づき、深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を目的としています。	無

② 学部教育目的及び研究目的

項 目	変更の必要性
1) 薬学部薬学科においては、薬剤師としての社会的使命を正しく遂行し得るために必要な豊かな人間性、薬と医療にかかわる科学的知識、研究・実習を通じて体得した技術と問題解決能力を有する人材の養成を目的としています。	無
2) 歯学部歯学科においては、豊かな人間性と職業倫理を備え、人々の健康の維持・増進に寄与するとともに、地域的および国際的視野から歯科医学の発展及び歯科医療の向上に貢献できる歯科医師の養成を目的としています。	無
3) 看護福祉学部看護学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を統合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアを実践できる看護師や保健師など看護専門職業人の養成を目的としています。	無

4) 看護福祉学部福祉マネジメント学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアの観点から社会福祉士や精神保健福祉士など臨床現場をはじめ、保健・福祉・行政などの場でリーダーとして活躍できる専門職業人の養成を目的としています。	無
5) 心理科学部臨床心理学科においては、心にかかわる自然科学と人文社会科学が連携した教育を通して、生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、心の障害、コミュニケーション障害を一生の出来事として受け止めることが出来る知性と感性を備えた公認心理師や産業カウンセラー、スクールカウンセラー等の心理学に関する専門的知識を修得した人材の養成を目的としています。	無
6) リハビリテーション科学部理学療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての理学療法士の養成を目的としています。	無
7) リハビリテーション科学部作業療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての作業療法士の養成を目的としています。	無
8) リハビリテーション科学部言語聴覚療学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての言語聴覚士の養成を目的としています。	無
9) 医療技術学部臨床検査学科においては、最先端の科学的知識を基盤とする専門知識と技術に裏打ちされた課題解決能力を身につけ、確固たる倫理観と専門性に基づいて保健・医療・福祉の分野で社会に貢献できる専門職業人としての臨床検査技師の養成を目的としています。	無

③ 大学院の教育目的及び研究目的

項 目	変更の必要性
1) 薬学研究科薬学専攻（博士課程）においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を目的としています。	無
2) 歯学研究科歯学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を目的としています。	無
3) 看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人としての看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を目的としています。	無
4) 看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）においては、高度な学識および独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を目的としています。	無
5) 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を目的としています。	無
6) 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を目的としています。	無
7) 心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitioner の立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を目的としています。	無
8) 心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）においては、心理科学に関する応用領域の専門性を Scientist and Practitioner としての立場からより精緻（せいち）に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を目的としています。	無

9) リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）においては、人々の健康と保健・医療の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を目的としています。	無
10) リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を目的としています。	無
11) 医療技術科学研究科臨床検査学専攻（修士課程）においては、人々の健康増進と保健・医療分野の発展のために、臨床検査学の先進的な知識と技術を持って、質の高い臨床検査を実践でき、主体的に学び成長し、指導的役割を担う高度専門職業人の養成を目的とする。	有 (文末表現の統一化)

なお、令和7年4月医療技術科学研究科臨床検査学専攻（博士課程）の開設に伴い、本専攻の教育目的・研究目的を追加する必要がある。

（2）中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

項 目	遵守状況	
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○	私立学校法に基づき寄附行為第31条第2項に規定し遵守している。 「中期計画」（2020年3月20日から2025年3月31日まで）を策定し、大学HPにて公開している。 また、今後の5年を見据えた新たな「中期計画」（2025年4月1日から2030年3月31日まで）の策定を進めている。
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、常任理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めています。	○	中期的な計画の進捗状況、財務状況ともに常任理事会にて議論し、いずれも大学HPにおいて公表している。 【2023年度事業報告書】 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/assets/pdf/about/disclosure/zaimu/23houkoku.pdf 【2023年度財務状況】 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/assets/pdf/about/disclosure/zaimu/23kessan.pdf
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	○	私立大学協会及び（公社）私学経営研究会の研修会や提供情報等を活用し、財政、経営能力の向上に努めている。
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	教職員合同のSD研修会等にて知識・能力の向上に努めている。
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	○	常任理事会には各学部長がオブザーバーとして参加しており、常に経営、教学の情報が共有されており、様々な意見の提案を受けることができている。

（3）私立大学の社会的責任等

項 目	遵守状況	
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○	中期計画に盛り込み、また、毎年度の自己点検・評価により努めている。
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○	中期計画に盛り込み努めている。
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月	○	一般事業主行動計画を策定し、実現に向けて行動している。

24 日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。		
------------------------------	--	--

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

北海道医療大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人東日本学園は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、北海道医療大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人東日本学園は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

（1）理事会の役割

項 目	遵守状況	
① 意思決定の議決機関としての役割 1) 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○	寄附行為第12条第2項に定め ており遵守している。 定例で年4回のほか、必要に応じ て随時開催し、スピード感を持った 意思決定が行われている。
② 理事会の議決事項の明確化等 1) 理事会において議決する学校法人における重要事項を 寄附行為等に明示します。 2) 理事会において議決された事項は、議事録を作成し、 保管します。 3) 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留 意します。	○	理事会の議決事項については、寄 附行為に明示し、議事録を含む全て の資料の監査が行われ明確化され ている。また、理事会において、常 任理事会における議案の検討結果 について報告を行っている。
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 1) 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副 学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うこ とを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務 等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 2) 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監 督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に 整備します。	○	私立学校法に基づき監事の業務 執行により適切に管理されている。
④ 学長への権限委任 1) 学長が任務を果たすことができるようにするために、 理事会業務委任規則により北海道医療大学の教育・研究 に関する業務の決定とその執行について、権限を委任し ています。 2) 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、 管理する体制としています。 3) 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲について は、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。 4) 委任された教学事項は、評議会・教授会及び教学の関 連会議での審議を通じて、教育・研究の自律性と専門性 が担保されています。	○	理事会業務委任規則により明示 している。また、教員役職候補者選 考手続規程により副学長等の選考 方法が示されており、現状、副学長 1名が配置され体制が整備されて いる。その他教職員については、教 員職位規程によりその役割が示さ れている。 評議会は、学長が議長となり、定 例で基本月1回開催されており、各 学部教授会にて審議された内容が 評議会にて報告・審議されている。
⑤ 実効性のある開催 1) 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議 事項については事前に決定して全理事で共有します。 2) 審議に必要な時間は十分に確保します。	○	1) 前年度中に開催計画を策定し、 理事会において提示している。ま た、寄附行為に基づき開催1か月前 には開催通知、7日前には議案資料 を全理事に発送している。 2) 審議時間については、十分に確 保している。
⑥ 役員（理事・監事）は、その任務を怠り、学校法人に 損害を与えた場合は、その職務を行う際に悪意又は重大 な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、 これを賠償する責任を負います。	○	私立学校法に基づき、その責任を 負っている。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○	私立学校法に基づき、その責任を負っている。
⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とされないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○	寄附行為第 24 条（責任の免除）において規定している。
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	○	寄附行為第 12 条（理事会）第 13 項において規定している。

2-2 理事

（１）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

項 目	遵守状況	
① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○	寄附行為第 6 条（理事長の職務）第 1 項において規定している。
② 理事長を補佐する理事として、必要に応じて副理事長及び専務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限の順位も明確に定めます。	○	各々の役割については、寄附行為第 6 条（理事長の職務）第 2 項、第 3 項において規定している。 理事長の代理権限については、寄附行為第 15 条（理事長職務の代理等）に基づき、理事会で決定されている。
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	○	理事長の解任については、寄附行為第 5 条（役員）、理事の解任については、寄附行為第 11 条（役員の解任及び退任）に規定されている。
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	○	私立学校法及び寄附行為に基づき遵守している。
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	私立学校法に基づきその責任を負っている。
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	私立学校法に基づきその責任を負っている。
⑦ 学校法人与理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○	私立学校法に基づきその責任を負っている。

（２）学内理事の役割

項 目	遵守状況	
① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	寄附行為に基づき役割を担っている。
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	寄附行為に基づき役割を担っている。

（３）外部理事の役割

項 目	遵守状況	
① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。	○	11 名の理事のうち 6 名の外部理事を選任している。
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○	外部理事は、弁護士、経営者、学識経験者であり、それぞれの視点から有益な意見が述べられている。

③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	常任理事会の報告・審議事項について都度資料を提供しており、理事会の会議資料については議案説明書を付して寄附行為に基づき開催7日前に発している。 また、理事会にて要求があった資料・情報についても後日、提供している。
--	---	---

(4) 理事への研修機会の提供と充実

項 目	遵守状況	
全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	本学に関連する各種法令等の変更や私学を取り巻く情勢に関する情報等の提供やそれに基づく意見交換を行い、充実に努めている。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

項 目	遵守状況	
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	寄附行為第25条（責任限定契約）にて規定している。
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	○	理事会・評議員会へ全て出席している。
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○	年3回監事監査を実施している。
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	○	寄附行為第8条（監事の選任及び職務）第3項に規定している。
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	寄附行為第8条（監事の選任及び職務）第5項に規定している。

(2) 監事の責任

項 目	遵守状況	
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	○	寄附行為第8条（監事の選任及び職務）第1項に定められており遵守している。
② 監事は2名置くこととします。	○	寄附行為第5条（役員）に規定されているとおり2名置いている。
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○	理事会にて審議し十分考慮している。

(3) 監事監査基準

項 目	遵守状況	
① 監査機能の強化のため、学校法人東日本学園監事監査基準等を作成します。	○	基準を作成し運用している。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○	監査計画を定め、関係者に通知している。
③ 監事は、監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

項 目	遵守状況	
① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に努めます。	○	監事監査時に監査法人による会計士監査報告を行い、十分な意見交換を行っている。
② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	文部科学省、その他公益法人主催の研修会について案内し、充実に努めている。
③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○	寄附行為に基づき開催7日前に事前に資料を送付し、議案説明を行っている。
④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○	常任監事を配置し、その責務に努めている。

(5) 常勤監事の設置

項 目	遵守状況	
監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	○	1名の常勤監事を配置している。

2-4 評議員会

項 目	遵守状況	
(1) 諮問機関としての役割 寄附行為に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当金をいう。）の支給の基準 ⑤ 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨ 寄附金品の募集に関する事項 ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	○	寄附行為に定め、その役割を実行している。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	議長と議事運営に関する検討を行い、活性化に努めている。また、意見交換を効率化良く且つ十分な議論の時間を確保できるよう7日前までに各評議員に議案説明を添えて資料を送付している。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	寄附行為第20条（評議員の意見具申等）に規定している。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	寄附行為第8条（監事の選任及び職務）に規定されている。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

項 目	遵守状況	
① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○	寄附行為第5条（役員）及び第17条（評議員会）に、理事は、7人以上17人以内、評議員は、15人以上35人以内と規定されている。現在、理事11人に対し、評議員29人を選任しており、十分な人数が配置されている。
② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 1) 学校法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選出した者 2) 学校法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者	○	寄附行為第21条（評議員の選任）に、1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選出した者5人以上13人以内、2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5人以上13人以内、3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人以上9人以内と規定している。 現在、1) 12人、2) 9人、3) 8人を選任している。
③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○	寄附行為の定めに準じ適切に配置している。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

項 目	遵守状況	
① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	寄附行為に基づき開催7日前に事前に資料を送付し、議案説明を行っている。
② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	△	外部評議員も含め、本学に関連する各種法令等の変更や私学を取り巻く情勢に関する情報等の提供、各種研修会について案内し、充実に努める。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学長選任規程に基づき「評議会の議を経て理事会で選任する」と規定され、教育職位規程において、「大学を代表するとともに、大学運営全般を統括する」としています。

私立学校法において、「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会業務委任規程により、大学の教育研究に関する運営については、学長がその権限を委任されています。

教員役職者（副学長・学部長）の選考は、学長が教員役職候補者選考手続規程に基づき候補者を選考し、副学長は評議会の議を経て、学部長は当該学部教授会及び評議会の議を経て、理事会で選任します。

各学部の教員採用については、教員任用規程に基づき教授会、評議会の議を経て学長が決定します。学長の意向が反映されるよう努めております。

3-1 学長

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

項 目	遵守状況	
① 学長は、北海道医療大学学則第1条に掲げる「深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	○	教員職位規程に定めのとおり職務を遂行している。
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。	○	教員職位規程に定めのとおり職務を遂行している。
③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	教員職位規程に定めのとおり職務を遂行している。

（2）副学長・学部長の役割

項 目	遵守状況	
① 大学に副学長を置くことができるようにしており、教員職位規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて学務をつかさどる。」としています。その職務については教員職位規程に定めています。	○	規程に基づき副学長を配置し、職務を遂行している。
② 学部長の役割については、教員職位規程において「学部長は、所属学部を代表するとともに、学部教授会の議長となり、学部の運営を統括する。学部長は、学長から一定の権限の委任を受け、学務を行う。」としています。	○	規程に基づき学部長は学部を統括し、職務を遂行している。

3-2 評議会

（1）評議会の役割（学長と評議会の関係）

項 目	遵守状況	
大学全体の教育研究の重要な事項を審議するため、大学に評議会を設置しています。審議する事項については、評議会規程に定めています。また、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が評議会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	評議会規程第5条（審議事項）に定められており、遵守されている。

3-3 教授会

（1）教授会の役割（学長と教授会の関係）

項 目	遵守状況	
大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	各学部の教授会規程第4条（審議事項）に定められており、遵守されている。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとで社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

（1）学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

項 目	遵守状況	
① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） 1）学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） 2）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） 3）入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	○	大学 HP、学生便覧、学生募集要項などにおいて公表している。
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	○	学修成果等について、自己点検・評価を実施しており、更なる教育の高度化、学修環境・内容等整備・充実に取り組んでいる。実施報告書を大学 HP に公表している。 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/assets/pdf/about/tenken/hyoukahoukoku2022.pdf
③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	キャンパス・ハラスメントの防止・対策に関する規程が整備されている。同規程に基づき、相談体制、調査委員会、防止対策委員会が整備されており、迅速かつ適切な対応を行っている。

4-2 教職員に対して

（1）教職協働

項 目	遵守状況	
実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	点検・評価全学審議会にて中期的な計画を PDCA サイクルにより定期的に点検し、教職協働体制を構築している。

（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

項 目	遵守状況	
1）常勤理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。	○	監事監査規程に基づき実施している。
2）監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	○	監事監査規程に基づき実施している。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

項 目	遵守状況	
1）3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。	○	FD 委員会規程に基づき実施している。

2) 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○	FD 委員会規程に基づき実施している。
--	---	---------------------

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

項 目	遵守状況	
1) 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。	○	SD 活動推進委員会規程に基づき実施している。
2) SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進します。	○	SD 活動推進委員会規程に基づき実施している。
3) 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	○	SD 活動推進委員会規程に基づき実施している。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

項 目	遵守状況	
① 認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学では、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	大学基準協会の「大学評価」に申請し、2018 (平成 30) 年 3 月、大学基準協会より「大学基準に適合」していると認定されている。なお、認定期間は、2025 (令和 7) 年 3 月 31 日までの 7 年間となっており、2024 年度に受審し、評価結果待ちである。 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/about/tenken/
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	2019 年度第 5 回点検・評価全学審議会において策定した「内部質保証のための全学的な方針及び手続について」及び「内部質保証のための 2020 年度以降の自己点検・評価活動について」に基づき実施している。 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/assets/pdf/about/disclosure/naibu.pdf
③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に関わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○	2022 年度自己点検・評価報告書を、大学 HP に公表している。 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/assets/pdf/about/tenken/hyoukahoukoku2022.pdf

(2) 社会貢献・地域連携

項 目	遵守状況	
① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○	大学 HP に研究者の研究内容を紹介し、情報提供している。
② 産学官の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。	○	地域連携推進センターを設置し、強化対策を実施している。
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○	地域連携推進センターの下、生涯学習、公開講座を実施している。
④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。	○	地元当別町と防災協定を締結し、取り組みを実施している。
⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○	「学校法人東日本学園コンプライアンス推進に関する規程」に基づき推進している。

4－4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

項 目	遵守状況	
① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。	○	「学校法人東日本学園コンプライアンス推進に関する規程」に基づき「リスク・危機管理マニュアル」が整備されている。本学において発生する危機に迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制その他基本事項を定めている。
② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。	○	「学校法人東日本学園コンプライアンス推進に関する規程」に基づき「リスク・危機管理マニュアル」が整備されている。本学において発生する危機に迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制その他基本事項を定めている。

(2) 法令遵守のための体制整備

項 目	遵守状況	
① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という）を遵守するよう組織的に取り組めます。	○	「学校法人東日本学園コンプライアンス推進に関する規程」に基づき理事会直轄の委員会を設置し取り組んでいる。
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○	公益通報等に関する規程に基づき、公益通報の窓口は理事長直轄の部門である監査室とし、通報者の保護を図っている。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

（1）法令上の情報公表

項 目	遵守状況
公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 1) 大学の教育研究上の目的 2) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) 3) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) 4) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) 5) 教育研究上の基本組織 6) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 7) 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 8) 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 9) 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 10) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 11) 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 12) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 13) 学生が修得すべき知識及び能力 14) 学校法人に関する情報公表等 ・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書 ・寄附行為 ・監事の監査報告書 ・役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） ・役員報酬に関する基準	公表すべき事項及び本学寄附行為に定められている事項については、大学HPの「情報の公表」に掲載している。 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/about/disclosure/ ○

（2）自主的な情報公開

項 目	遵守状況
法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ① 教育・研究に資する情報公開 1) 海外の協定校及び海外派遣学生者数 2) 大学間連携 3) 地域連携並びに産学官連携	法令上の情報公表以外にも国際交流や生涯学習・公開講座、研究活動など大学HPにて情報を公開している。 ○

(3) 情報公開の工夫等

項 目	遵守状況	
① 公開方法は、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○	寄附行為第 34 条(財産目録等の備付け及び閲覧)に規定され公表している。文書については、当別キャンパス、札幌あいの里キャンパスに備え置かれている。
② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校便覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	学生便覧、学生募集要項、広報誌 ADVANCE などを発行し、閲覧者に応じた情報公開を行っている。
③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	情報内容、閲覧性、利便性など適宜見直しを行っている。